

生駒市消防本部告示第2号

生駒市消防署の組織に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年9月29日

生駒市消防長 有地 正伸

生駒市消防署の組織に関する規程の一部を改正する告示

生駒市消防署の組織に関する規程（平成3年10月生駒市消防本部告示第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第2項」を「第10条第2項」に改める。

附 則

この告示は、平成18年9月29日から施行する。